



こぶし

# 税務 かわら 版



編集 発行人

F&Mパートナーズ税理士法人

〒564-0063  
吹田市江坂町1-14-33  
TCSビル6F  
TEL 06 (6339) 1838  
FAX 06 (6339) 4945

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

## 3月の税務と労務

- |  |  |
|--|--|
| <b>国 税</b> ／平成28年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日 | <b>国 税</b> ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月31日          |
| <b>国 税</b> ／個人の青色申告の承認申請 3月15日         | <b>国 税</b> ／7月決算法人の中間申告 3月31日                    |
| <b>国 税</b> ／贈与税の申告 2月1日～3月15日          | <b>国 税</b> ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 3月31日 |
| <b>国 税</b> ／2月分源泉所得税の納付 3月10日          | <b>地方税</b> ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日   |
| <b>国 税</b> ／個人事業者の28年分消費税の確定申告 3月31日   |  |

### ワンポイント ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用者には、18歳未満等一定の人を除き1人1日最大1,200円(ゴルフ場の等級による)が、都道府県のゴルフ場利用税として課税されます。平成26年度の税収は479億円で、その7割はゴルフ場のある市町村に交付されます。スポーツ施設への課税はゴルフのみのため、毎年の税制改正で廃止要望があります。

# 平成29年度 税制改正(案) のポイント

平成二十九年度税制改正(案)では、配偶者控除の見直しをはじめ、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、各種の施策が講じられています。主な改正項目のポイントを整理してみます。

## 「改正項目タイムスケジュール」

主な項目の適用時期は、次頁表のとおりです。  
なお、前年以前の改正で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。



(図表1) 配偶者控除額

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

## I 個人所得課税

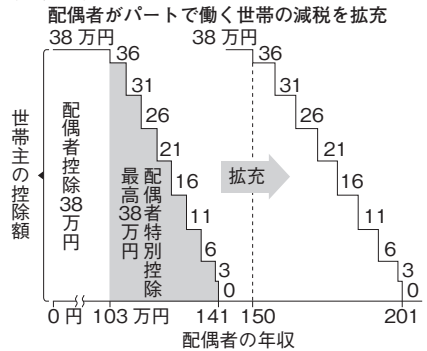
### 1 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額は、図表1のとおりとなります。

なお、合計所得金額が一千万円(年収一、二二〇万円)を超える居住者については、配偶者控除の適用はありません。

**2 配偶者特別控除**  
配偶者特別控除の対象となる

(図表2) 配偶者特別控除額



※世帯主の年収が1120万円以下の場合、1120万円超で控除の適用縮小。1220万円超で完全に適用外。

年収に応じた配偶者特別控除の金額

配偶者の年収	世帯主の年収			
	1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超
201万円超	0	0	0	0
201万円以下	3万円	2万円	1万円	0
197万円以下	6	4	2	0
190万円以下	11	8	4	0
183万円以下	16	11	6	0
175万円以下	21	14	7	0
167万円以下	26	18	9	0
160万円以下	31	21	11	0
155万円以下	36	24	12	0
150万円以下	38	26	13	0

配偶者の合計所得金額を三千万円超一、二三万円以下(現行三千万円超七、六万円未満)とし、控除額は図表2のとおり。

これにより、「一〇三万円の壁」と呼ばれていた収入額が、一五〇万円まで拡大されます。

**3 積立型NISA**  
株等への投資で得た利益を一定の条件で非課税とするNISAについて、積立方式の新制度が設けられます(図表3参照)。

**4 医療費控除**  
確定申告時に医療費控除を受けるために提出していた領収書が医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書に変更されます。

(図表3) 少額投資非課税制度(NISA)を多様化

	非課税枠	非課税期間	特徴
現行NISA	年120万円	5年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上が対象</li> <li>上場株式や公募株式投信などが対象</li> <li>2014年開始。当初は年100万円が上限だったが16年から拡大</li> </ul>
ジュニアNISA	年80万円	5年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>0~19歳が対象</li> <li>子や孫の名義で口座を作り、教育資金などに使う</li> </ul>
積立型NISA	年40万円	20年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層の利用を想定</li> <li>長期にわたって積み立てができるような商品に限定</li> <li>現行NISAとの併用は認めない</li> </ul>

改正項目タイムスケジュール (○減税 ●増税 △どちらともいえない)

平成29年	1月	●	年収1,000万円超の会員の給与所得控除を220万円に縮小
		○	特定の市販薬を購入した場合、年1万2,000円超の部分(8万8千円を限度)を課税所得から控除。通常の医療費控除と選択
		●	不正な税の申告を繰り返すと加算税を10%上乘せ
		○	給与所得者の会社からの住宅借入金の金利が0.2%以上であれば住宅ローン控除の対象になる
		△	取引相場のない株式の評価の見直し
	4月	●	海外移住者の相続税又は贈与税の納税義務の見直し
平成30年	1月	○	積立型NISAの創設
		△	広大地の評価方法の見直し
		△	配偶者控除の見直し
		△	配偶者特別控除の見直し
	4月	△	医療費控除を受ける場合の添付書類の変更
平成31年	10月	●	消費税率の引上げ(8%→10%)
		○	消費税の軽減税率(8%)の適用(対象は酒類・外食を除く、飲食料品と一定の新聞)
平成38年	10月	△	ビール系飲料の税率統一

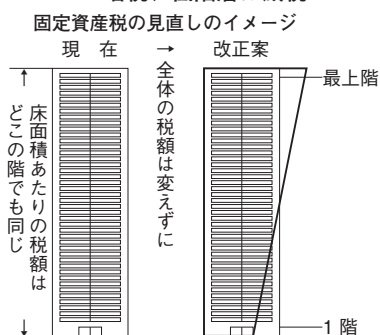
II 資産課税

1 タワーマンション対応  
新築のタワーマンションにかかる固定資産税が見直されます(図表4参照)。

2 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

国際的な課税逃れを防止するため、海外移住した者同士(親子)が海外資産を相続・贈与する場合、移住後一〇年以内は日

(図表4) タワーマンション、高層階は増税、低層階は減税



が図表5のとおり見直されます。賃上げ促進税制の見直し  
賃上げした企業の法人税負担を軽くする「所得拡大促進税制」

III 法人課税

4 広大地評価の見直し  
現行の「面積比例減額方法」から土地の個性に応ずる方法に見直されます。

3 取引相場のない株式の評価の見直し  
株式の評価方法の一つである「類似業種比準方式」が見直されます。

(図表5) 賃上げ減税見直しのイメージ

現状	賃上げをしていれば	→	企業規模にかかわらず、賃上げ総額の10%分を法人税から減額
見直し後	賃上げ率が2%未満なら	→	・中小企業は10%分を減税 ・大企業は減税なし
	賃上げ率が2%以上なら	→	・中小企業は最大22%分を減税 ・大企業は最大12%分を減税
	賃上げ率が高いほど減税率も高め、賃上げを促す		

2 免税品  
国内の空港に到着した海外旅行者が、入国手続き前に免税品を買うことができます。

IV 消費課税

1 酒税改革  
ビールや発泡酒などの種類によって異なっていたビール系飲料の税率は、平成三十二年から三十八年にかけて段階的に統一されます。

## 個人がゴルフ会員権を売ったときの税金

個人がゴルフ会員権を売ったときの所得は、譲渡所得として給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。

この場合の所得金額の計算は、その会員権の所有期間に応じて次のとおりとなります。

- (1) 所有期間が5年以内のもの(短期譲渡所得)

譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)  
- 最大50万円(特別控除額) = 課税される金額

- (2) 所有期間が5年を超えるもの(長期譲渡所得)

{譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)  
- 最大50万円(特別控除額)} × 1/2 = 課税される金額

取得費は、原則として、ゴルフクラブの

会員となるために支出した費用等をいい、次のようなものが該当します。

- (1) 入会金、預託金、株式払込金
  - (2) 第三者から会員権を取得した場合の購入価額、名義書換料、会員権業者に支払う手数料
  - (3) 会員権を取得するために借り入れた借入金の利子のうち、その会員権の取得のための資金の借り入れの日から使用開始の日までの期間に対応する部分の利子
- 譲渡費用は、譲渡のために直接要した費用をいい、ゴルフ会員権業者に支払う手数料等が該当します。

なお、平成26年4月1日以後のゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、原則として、給与所得など他の所得と損益通算することはできません。

また、ゴルフ会員権の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合には、その実態に応じて事業所得又は雑所得となります。

## 国税のクレジットカード納付

平成29年1月4日から、インターネットを利用して、クレジットカードで国税を納付することができるようになりました。対象となる国税は、申告所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、贈与税、酒税などほぼ全ての税目です。

クレジットカード納付をする場合には、納付する税目や金額のわかるもの(確定申告書など)と、利用するクレジットカードを準備して、「国税クレジットカードお支払サイト」より納付の手続きを行います。金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口でのクレジットカードによる納付はできません。

なお、税金とは別に、納付税額に応じた決済手数料が必要となりますので注意してください。また、領収証書は発行されないため、領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関か所轄の税務署の窓口で納付する必要があります。

### 事業に係る損害保険契約の満期返戻金等を受け取ったとき

個人が損害保険契約に基づいて満期返戻金等を受け取ったときは、たとえ、それが事業に係るものであったとしても事業所得としてではなく、一時所得に該当するものとして取り扱うこととなります。

なお、長期損害保険契約に係る支払保険料は、事業所得の計算上、積立保険料等として資産計上する部分とその年分の必要

経費に算入する部分とに区分されませんが、一時所得の計算にあたって、既に事業所得の計算上必要経費として算入された部分の金額については、再度必要経費として控除することはできません。

そのため、資産計上した積立保険料部分のみを控除することとなります。